公文書管理法改正案

<立法の背景・趣旨>

現状では、行政文書の管理におけるペーパーレス化や改ざん等の防止対策が不十分であること、将来重要となるかもしれない行政文書が保存期間満了後に国立公文書館等に移管されず廃棄されてしまう可能性があること、専門的知識に基づいた適正な行政文書の管理が十分に行われていないことなど、行政文書の作成、保存等の管理が適正に行われているとはいえない。

- → 公文書等の管理の適正化を図るため、その管理の在り方を大幅に見直す 必要がある。
- ① 公文書等の管理において、ペーパーレスを原則とし、改ざん等を 防止するため高度な情報処理技術の適切な活用を図る。
- ② 行政文書ファイル等の保存期間及び廃棄の概念を廃止する。 →国立公文書館等又は行政機関において永久保存。
- ③ 国会議員等からの個別的・具体的要求についての文書の作成を 義務付ける。

※①~③は、独立行政法人等についても同様とする。

④ 行政文書の管理が専門的知識に基づいて適正に行われるように するために必要な体制の整備を各行政機関の長に義務付ける。

現行

改正法

①公文書等の管理において、ペー パーレス化や改ざん等の防止対 策が十分でない。



- ①公文書等の管理において、ペーパーレスを原則とし、改ざん等を防止するため高度な情報処理技術の適切な活用を図る。
- ②将来歴史資料として重要となるかもしれない行政文書ファイル等が、保存期間の満了後に廃棄され、事後にその重要性が認識されても取り返しがつかなくなる可能性がある。



- ②行政文書ファイル等の保存期間及 び廃棄の概念を廃止する。
 - ※歴史公文書等は国立公文書館等に 移管し、それ以外は行政機関におい て永久保存する。
 - ※国立公文書館等への移管の際組織 的に共用されている写しは、政令で 定めるところにより管理する。
- ③国会議員等からの個別の事案に 係る要求についての記録が作成 されないことがある。



- ③国会議員等からの個別的・具体的 要求についての文書の作成を義務 付ける。
- ④各行政機関において、専門的知識に基づいた適正な行政文書の 管理が十分に行われていない。



④専門家の配置など行政文書の管理 が専門的知識に基づいて適正に行 われるようにするために必要な体 制の整備を各行政機関の長に義務 付ける。

公文書院の設置等による公文書管理適正化推進法案

【公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化の推進に関する 法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

近年、各行政機関において行政文書の管理をめぐる問題が生じている。

- →独立性及び専門性をもって公文書等の適正な管理を図るために必要な事務をつかさ どる公文書院を設置し、一元的な行政文書の管理に資するよう行政文書の管理に関す る統一的な基準を策定させるとともに、中立公正な立場において行政文書の管理の状 況を継続的に監視させることにより、公文書等の管理の適正化を推進する必要がある。
- ① 内閣の所轄の下に(※)公文書院を置くものとし、政府は、そのために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとすること。
 - ※ 内閣に属するものの、直接の指揮命令を受けず、独立して職権を行う。
- ② 公文書院は、この法律の施行後3年以内に置かれるものとすること。
- ③ 公文書院の基本的な事務・組織・権限について定めること。
- ④ 政府は、公文書院の設置に伴い、公文書院に対する行政文書の管理に関する通報をした職員の保護に関し必要な施策や専門的な知識を有する人材を活用するために必要な施策(行政機関への配置等)を講ずるものとすること。

【公文書院】 この法律の施行後3年以内に設置

【行 政 機 関】

○基本的な事務

- ①公文書管理に関する企画・立案・推進
- ②行政文書の管理状況の監視(通報を受けて行うものを含む。)
- ③一元的文書管理システムの整備・管理
- ④歴史公文書等の保存・利用
- ⑤専門的な知識を有する人材の育成
- ○組織に関する基本的事項
 - ①独立性・専門性をもって所掌事務を行うよう整備 (国会同意人事、職権の独立行使など)
 - ②公文書館を設置
- 〇権限に関する基本的事項
 - ①所掌事務に関する規則の制定
 - ②行政文書の管理状況の調査
 - ③行政機関の長に対する勧告

統一基準の策定

・・・ 中立公正な立場・ で継続的な監視. 行政文書の管理

の適正化の推進

[公文書院設置に伴う施策] 』

専門的な知識を有する人材の配置等

公文書院に対する行政文書の管理に 関する通報(通報した職員の保護)